

「名岐道路（一宮～一宮木曾川）計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

名岐道路（一宮～一宮木曾川）（以下「本事業」という。）は、国土交通省中部地方整備局が、国道22号と並行し、愛知県一宮市から岐阜県岐阜市を結ぶ延長約10kmのうち、愛知県一宮市の名古屋高速一宮線一宮東ICから東海北陸道一宮木曾川ICを結ぶ約7.5kmの延長区間を整備する事業であり、当該地域の産業振興の促進、渋滞の緩和、交通安全の確保を目的に計画されている。

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、市街地が形成されており、住居及び学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が多数存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書において、適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境配慮等

本配慮書は、計画段階配慮事項についての検討に当たって把握すべき交通の状況等に関する記載に十分ではない点があるため、方法書以降において必要な情報を適切に記載すること。また、今後、専門家からの助言を得るとともに、愛知県、一宮市等の関係行政機関との協議を十分に行い、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。

(2) 対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルート的位置及び道路構造の検討に当たっては、住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、その結果を反映し、影響を極力低減すること。

また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1) 大気環境

想定区域及びその周辺には、市街地が形成されており、住居等が多数存在していることから、本事業の実施による道路交通騒音及び排気ガス等による生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音や大気汚染に係る影響を受けるおそれのある住居等について、影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。

(2) 廃棄物等

工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物等の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。

(3) 温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。

(4) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。